

児童相談所の問題とは？

子どもを守り、ささえる責任体制づくりを

児童相談所に関わりのあった子どもの新聞報道を受けて、民生常任委員会の「部会」がクローズ（秘密会）で開かれ、経過などの報告を受けることが続きました。

問題はどこにあったのか？

新聞でショッキングな報道のされ方をしたことが重なり、私も含め、児童相談所の事を知る人や関わった子どもたちなど、とても心を痛めているため、丁寧な説明を求めました。

困難を抱えた子どもが更に権利を侵害されることがおこる、亡くなってしまう、などという事態に、怒りも憤慨も当然で、市にも抗議の電話なども殺到しました。

同時に、このような知らされ方ではなく、行政からの報告としてなぜ出来なかったのか、問題がどこにあるのか、可能な範囲で共有することが大切と思います。

児童福祉法に規定された「児童相談所」は、県に設置義務がありますが、「大都市の特例」条項により、政令市は県と同様に児童相談所を運営することとされ、中核市でも児童相談所を持つ市も出てきています。

急ごしらえでつくられた相模原の児童相談所

相模原市は2010年の政令市移行によって、県の施設だった児童相談所を、自前で運営するようになり、2014年4月からは、24

時間、2歳から18歳までの困難を抱える児童を保護する「一時保護所」も市が運営するようになり、定員を超えるほどの子どもたちが生活をともにする状況にあります。

児童相談所には、「児童福祉司」という福祉の専門職の中でも特筆される資格を持つ職員を置く規定があり、「相談及び調査をつかさどる所員は、児童福祉司たる資格を有する者でなければならない」とされています。

厚労省は、相次いで児童虐待被害が起きる事態になっても、人口4万人～7万人に1人の児童福祉司の配置、としています。都市部ではこれでは間に合いません。

国は、児童福祉司1人あたりが抱えるケース数を30～50が理想としていますが、実際には、相模原市や県でも、都市部ではみな、地域を担当する児童福祉司1人で、90ケース以上にのぼる困難を抱える児童らと向き合っているのです。

専門職の資格があればよいというのではなく、様々な場面に対応できる経験が豊かにあること、社会人としてもストレスに強いことなどが問われる仕事です。

児童相談所と教育委員会、子ども青少年課など、役所全体で密接に情報交換ができる体制があり、子どもを支える重層的な

仕組みが求められます。

政令市になって、もしくは、政令市になるから、とあわてて人を採用して間に合うような仕事ではありません。

90年代には福祉職の専門職採用もほとんどせず、専門職を計画的に育成することを怠ってきた相模原市が、政令市移行で最も心配されたのが、児童相談所の運営だったのです。

市全体で取り組みを！

児童相談所の情報開示の改善点はもちろんあります。それ以上に構造的な問題があります。相模原市政の脆弱な部分が子どもにしわ寄せされてしまう状況を改善させる役所全体の取り組みが本気で行われなければならないと痛感します。

虐待関係の通報は増える一方で、児童相談所の役割はますます重くなっています。

児童福祉法改正の議論の中で、厚労省では、児童相談所の職権保護の機能を強化し、児童福祉士の配置基準を、人口比でなく、1人当たりの抱えるケース数に改善していく議論も出ています。

市として、児童福祉司の配置基準を増やすだけでなく、市の組織の在り方を含めた、子どもを支え、守ることに本気で取り組む当事者意識が求められています。